

○警察署分庁舎の運営に関する訓令の運用及び解釈について
(平成20年3月7日例規第12号)

この例規は、警察署分庁舎の運営に関する訓令(平成20年3月奈良県警察本部訓令第5号)の運用及び解釈を定めたものです。